

岩手県立中央病院歯科医師管理型臨床研修プログラム

- A 研修プログラムの名称：岩手県立中央病院歯科医師管理型臨床研修プログラム
- B 臨床研修管理委員会の名称：岩手県立中央病院歯科臨床研修管理委員会
- C 研修歯科医：1名
- D 研修期間：2か年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
1年次：初期研修（一般歯科治療、口腔外科治療）
2年次：後期研修（全身管理を主体とした口腔外科治療、麻酔科研修）

E 施設の概要

①管理型臨床研修施設

施設名	岩手県立中央病院
所在地	岩手県盛岡市上田1丁目4番1号
臨床研修施設長	病院長 宮田 剛
臨床研修プログラム責任者	歯科口腔外科長 八木 正篤
事務部門の責任者	業務企画室 佐々木 幸恵

②協力型（Ⅱ）臨床施設及び研修内容等

- 1) 施設名：盛岡医療生活協同組合 川久保病院
所在地：岩手県盛岡市津志田26-30-1
施設管理者：院長 田村 茂
研修実施責任者：歯科科長 田村 栄樹
研修内容等：訪問歯科診療及び一般歯科診療。研修期間は20

日。

- 2) 施設名：岩手県立磐井病院
所在地：岩手県一関市狐禅寺字大平17番地
施設管理者：院長 佐藤 耕一郎
研修実施責任者：歯科口腔外科長 中山 温史
研修内容等：歯科麻酔管理、障がい者を対象とした歯科診療。
研修期間は7日。

※協力型（Ⅱ）臨床研修施設での研修実施時期については受け入れ施設との調整により決定。

②研修協力施設及び研修内容等

- 1) 施設名：町立西和賀さわうち病院

所在地：岩手県和賀郡西和賀町沢内大野 13-3-12

施設管理者：院長 小原 眞

研修実施責任者：歯科医長 角田 直子

研修内容等：過疎地域における歯科診療所での診療内容について学ぶ。研修期間は4日。

2) 施設名：岩手県県央保健所

所在地：岩手県盛岡市内丸 11-1

施設管理者：所長 仲本 光一

研修実施責任者：所長 仲本 光一

研修内容等：地域における保健所の役割と歯科保健活動について学ぶ。研修期間は1日。

F 研修プログラムの特色

当科は地域診療所からの紹介率が約83%と高く、口腔外科診療において中核的位置付けにある。公立総合病院の特徴を生かし、一般歯科診療のみならず、口腔外科入院患者の治療、有病者歯科治療、医科歯科連携による周術期口腔機能管理、さらには救急患者治療、麻酔科での全身麻酔研修など、多方面における歯科臨床研修が可能である。

G 指導体制

当院は、指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

指導責任者は歯科口腔外科長の八木正篤歯科医師がその責にあたっている。研修歯科医数は、他施設研修プログラムの研修歯科医および後期研修を含めると最大3名となり、それに対して指導歯科医2名の体制を敷いている。

H 研修の目標

歯科医師の卒後臨床研修を通じて、歯科技術の習得、研鑽を積み、患者に信頼される歯科医師を目指す。

I プログラム修了の認定

研修管理委員会において評価表、研修記録などからの評価、および面接を行って、研修到達度を確認して総括的に評価する。病院長は、その評価に基づいて研修歯科医に対して研修修了の認定を行い、研修修了証を交付する。

J 研修歯科医の処遇

1) 身分：臨時医務嘱託員（常勤）

2) 給与：一年次：330,000円／月

二年次：380,000円／月

期末手当（一年次の場合 6月 128,700円、12月 429,000円）の年2回支給有

- 3) 時間外勤務 : 有
- 4) 当 直 : 無
- 5) 諸 手 当 : 超過勤務手当、住居手当、通勤手当等
- 6) 保 險 等 : 全国健康保険協会健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入する。
- 7) 勤 務 時 間 : 月～金曜日 8:30～17:15 日当直なし
- 8) 休 暇 : 年次休暇 (1年次10日、2年次11日 (繰越可))、夏季休暇 (年5日)、病気休暇、結婚休暇等が取得可能。
- 9) 宿 舎 : 有 (有料)
- 10) 研修歯科医室 : 有
- 11) 健 康 管 理 : 健康診断 年2回
- 12) 歯科医師賠償責任保険 : 病院加入 (個人加入は任意)
- 13) 外部活動 : 学会・研究会等への参加可能 (費用は個人毎の限度額内で支給)

K 選考方法

- 1) 応募資格 : 令和6年度の研修開始日までに歯科医師国家試験に合格または合格見込の者
- 2) 出願締切 : 令和5年8月中旬頃までに願書提出
- 3) 出願書類 : 臨床研修申込書、履歴書1通、大学卒業 (見込) 証明書1通、成績証明書1通、共用試験歯学系 CBT 個人成績表1通
- 4) 選考方法 : 面接、筆記 (小論文)、適性検査。またマッチング参加施設のため、結果は10月下旬頃の予定。
- 5) 採用人数 : 1名
- 6) 研修開始日 : 令和6年4月1日
- 7) 応募・連絡先
〒020-0066
岩手県盛岡市上田1丁目4番1号
岩手県立中央病院 業務企画室 (電話 019-653-1151 (内線 2368))
E-mail : gyomu@chuo-hp.jp
URL : <http://www.chuo-hp.jp/>

〈研修プログラム〉

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

到達目標	研修内容	必要な 症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
1. 社会的使命と 公衆衛生への寄与					
【一般目標】					
社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。					指導歯科医及び指導者が日常の研修姿勢を観察し評価。

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

到達目標	研修内容	必要な 症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
2. 利他的な態度					
【一般目標】					
患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。					指導歯科医及び指導者が日常の研修姿勢を観察し評価。

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

到達目標	研修内容	必要な 症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
3. 人間性の尊重					
【一般目標】					
患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。					指導歯科医及び指導者が日常の研修姿勢を観察し評価。

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
4.自らを高める姿勢					
【一般目標】					
自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。					指導歯科医及び指導者が日常の研修姿勢を観察し評価。

B. 資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
1. 医学・医療における倫理性					
【一般目標】					
診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。					
【行動目標】					
① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。	1) 医療面接の実践 2) 症例検討会への参加	20 症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、医療面接を行う。	医療面接を実施し、そこで得た情報をもとに診療録を作成した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計20例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。					
③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。					
④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。	オリエンテーションに参加し、コンプライアンス遵守に努める。	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、サポート等を行う。	オリエンテーションを受講した場合に1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。					

B. 資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
2. 歯科医療の質と安全の管理					

【一般目標】					
患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。					
【行動目標】					
① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。	オリエンテーションや医療安全に係る講習会へ参加する。	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、サポート等を行う。	オリエンテーションや医療安全に関する研修会を受講または業務を経験した場合に1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。		1 症例			
③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。		1 症例			
④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。	外来・病棟・手術室での感染対策を経験する。	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、サポート等を行う。	外来・病棟・手術室での感染対策を経験した場合に1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
⑤ 医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。	オリエンテーションや医療安全に係る講習会へ参加する。	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、サポート等を行う。	オリエンテーションや医療安全に関する研修会を受講または業務を経験した場合に1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
3.医学知識と問題対応能力					
【一般目標】					
最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。					
【行動目標】					

① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。	症例検討会等に参加し、患者の病状についての情報を収集し、適切な診断を行う。	10 症例	診断の決め手となるポイントを理解できるよう指導歯科医がサポートを行う。	症例検討会での発表もしくは診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計10例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床判断を行う。	症例検討会等に参加し、治療方針の決定に携わる。	10 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療方針を決定する。	症例検討会での発表もしくは診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計10例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。	治療方法は一つではないことを理解し、どの方法が患者にとって最良の治療か考える。	3 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療方針を決定する。	症例検討会での発表もしくは診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計3例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。	高度な専門医療が必要となる場合、適切な医療を受けられる医療機関へ紹介を行う。	1 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療方針を決定する。	症例検討会での発表もしくは診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
4.診療技能と患者ケア					
【一般目標】					
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。					
【行動目標】					
① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。	医療面接等で患者の治療に必要な情報を的確に収集する。	10 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療に必要な情報収集を行う。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計10例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。	収集した情報を踏まえて、診療計画を作成する。	3 症例	指導歯科医のサポートを受けて、診療計画を作成する。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計3例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。	診療計画に基づいて治療を進めていく。	5 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療を行う。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計5例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。	診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。	10 症例	指導歯科医のサポートを受けて、診療録等の作成を行う。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計10例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準					
5.コミュニケーション能力	/									
【一般目標】										
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。										
【行動目標】	/									
① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。						オリエンテーションや接遇に係る研修へ参加する。	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、サポート等を行う。	オリエンテーションを受講した場合に1症例と数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。シミュレーションテストを行い、評価を受ける。
② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。						医療面接等で患者に丁寧な説明を行い、患者の治療方針の決定を支援する。	3 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療方針の決定を行う。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計3例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。	医療面接等を通して、患者のニーズを把握する。	3 症例	指導歯科医のサポートを受けて、治療方針の決定を行う。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計3例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
--------------------------------	------------------------	------	----------------------------	---------------------	---

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
6.チーム医療の実践					
【一般目標】					
医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。					
【行動目標】					
① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士の役割を理解し、連携を図る。	歯科衛生士の役割を理解し、適切な連携をとる。	2 症例	指導歯科医のサポートを受けて、歯科衛生士との連携を図る。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計2例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 歯科医療の提供にあたり、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。	歯科技工士の役割を理解し、適切な連携をとる。	2 症例	指導歯科医のサポートを受けて、歯科技工士との連携を図る。	診療録への記載をもって1症例と数える。	目標達成の基準として、合計2例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
③ 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。	NST や緩和ケアチームについて説明を受ける。	1 症例	研修会への参加、上級歯科医または指導歯科医により当該項目における役割等について説明を受ける。	研修会への参加または指導歯科医等による説明を受けた場合に1症例として数える。	目標達成の基準として、合計1例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
④ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。	NST や緩和ケアチームのラウンドやミーティングに参加する。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医のもとに参加する。	病棟において治療に参加した場合に1症例とする。	目標達成の基準として、合計5例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な 症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
7.社会における 歯科医療の実践					
【一般目標】					
医療の持つ社会的側面の重要性 を踏まえ、各種医療制度・システ ムを理解し、地域社会に貢献す る。					
【行動目標】					
① 健康保険を含む保健医療に関 する法規・制度の目的と仕組みを 理解する。	・保健所研修 ・診療所研修	2 症例	保健所、診療所の 指導者監督のもと 研修を受ける。	保健所、診療所 それぞれ修了 し、2 症例とす る。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症 例数達成後に指導歯科医より 口頭試問を受け、合格判定を 受ける。
② 地域の健康問題やニーズ把握 など、公衆衛生活動を理解する。	・保健所研修 ・診療所研修	2 症例	保健所、診療所の 指導者監督のもと 研修を受ける。	保健所、診療所 それぞれ修了 し、2 症例とす る。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症 例数達成後に指導歯科医より 口頭試問を受け、合格判定を 受ける。
③ 予防医療・保健・健康増進に努 める。	・保健所研修 ・診療所研修	2 症例	保健所、診療所の 指導者監督のもと 研修を受ける。	保健所、診療所 それぞれ修了 し、2 症例とす る。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症 例数達成後に指導歯科医より 口頭試問を受け、合格判定を 受ける。
④ 地域包括ケアシステムを理解 し、その推進に貢献する。	・保健所研修 ・診療所研修	2 症例	保健所、診療所の 指導者監督のもと 研修を受ける。	保健所、診療所 それぞれ修了 し、2 症例とす る。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症 例数達成後に指導歯科医より 口頭試問を受け、合格判定を 受ける。
⑤ 災害や感染症パンデミックなど の非日常的な医療需要について 理解する。	・保健所研修 ・診療所研修	2 症例	保健所、診療所の 指導者監督のもと 研修を受ける。	保健所、診療所 それぞれ修了 し、2 症例とす る。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症 例数達成後に指導歯科医より 口頭試問を受け、合格判定を 受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
8.科学的探求					
【一般目標】					
医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。					
【行動目標】					
① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。	疑問点に対する解決方法、対応能力を身につける。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医のサポートのもとに対応能力を身につける。	レポートを作成した場合に1症例として数える。	指導歯科医からの課題に対してレポートを提出し、「可」以上の評価を受ける。
② 科学的研究方法を理解し、活用する。	症例検討会や文献検索を通して、活用方法を学ぶ。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医のサポートのもと、レポート等の作成を行う。	レポートを作成した場合に1症例として数える。	指導歯科医からの課題に対してレポートを提出し、「可」以上の評価を受ける。
③ 臨床研究や治験の意義を理解する。	臨床研究、治験についての説明を受ける。	1 症例	研修会への参加、上級歯科医または指導歯科医により当該項目における内容について説明を受ける。	レポートを作成した場合に1症例として数える。	指導歯科医からの課題に対してレポートを提出し、「可」以上の評価を受ける。

B.資質・能力

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
9.生涯にわたって共に学ぶ姿勢					
【一般目標】					
医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。					
【行動目標】					

① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。	当科で行う専門研修を行う。また、文献検索を行う。	5 症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。また文献検索のサポート等を行う。	①～③までを体験した症例を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計5例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。					
③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。					

C.基本的診療業務(1. 基本的診療能力等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画	/				
【一般目標】					
効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身につける。					
【行動目標】					
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	【全項目共通】 1)医療面接の実践 2)症例検討会への参加 3)症例検討会での症例発表の実践 ①初診時または再診時医療面接 ②口腔内診察、頭頸部診察 ③エックス線検査、咬合検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査など ④担当患者の診断	①～⑥を一連として実施したもの 3 症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、検査・診断をした上で、症例検討会で症例発表を行う。	症例検討会に参加し、症例検討を行った症例と1症例とする。	目標達成の基準として、各項目3例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。					
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。					
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。					
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。					

⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	に関する口頭試問 ⑤ 診療計画に関するカンファレンス参加、診療計画に関する口頭試問 ⑥ 患者への病状説明、インフォームドコンセント、同意書の取得				
--	--	--	--	--	--

C. 基本的診療業務 (1. 基本的診療能力等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(2) 基本的臨床技能等 【一般目標】 歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身につける。 【行動目標】	/				
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	1) TBI 2) スケーリング 3) PMTC	5 症例 (各 1 症例以上の経験)	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。	治療を経験した場合を 1 症例として数える。	目標達成の基準として、合計 5 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 A) 歯の硬組織疾患 B) 歯髄疾患 C) 歯周病 D) 口腔外科疾患 E) 歯質と歯の欠損 F) 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	左記に挙げる一般的な歯科疾患に対する治療方法及び管理方法について説明を受け、実際に治療を行いながら技術の習得を図る。 ※ 詳細な研修内容は下欄参照	A) 3 症例 B) 3 症例 C) 5 症例 D) 10 症例 E) 1 症例 F) 1 症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。	治療を経験した場合を 1 症例として数える。	目標達成の基準として、各項目で設定した以上の症例を経験していることが必要。目標症例数達成後に実地試験を行い、評価(実地試験が出来ない場合は口頭試問で評価)する。

A) 歯の硬組織疾患 : C2

治療法

- ① う蝕処置
 - ② 歯髄保護処置
 - ③ 知覚過敏処置
 - ④ う蝕歯即時充填形成
 - ⑤ う蝕歯インレー修復形成
- } ①から⑤の中から合わせて3症例以上

B) 歯髄疾患

- ① 歯髄炎 治療法: 麻酔抜髄
 - ② 根尖性歯周炎 治療法: 感染根管処置
- } ①と②合わせて3症例以上

C) 歯周病

- ① 歯周初期治療(スケーリング、ルートプレーニング、ポケット搔把術)
 - ② 歯周外科(歯肉剥離搔把術)
- } ①と②合わせて5症例以上

D) 口腔外科的疾患

治療法

- ① 抜歯(C4、根尖性歯周炎、重度辺縁性歯周炎、埋伏歯、列外歯)
 - ② 歯根端切除(根尖性歯周炎)
 - ③ 嚢胞摘出(歯根嚢胞、粘液嚢胞)
 - ④ 小帯形成術(上唇小帯位置異常、舌小帯強直症)
- } ①~④合わせて10症例以上

E) 歯質と歯の欠損

治療法

- ① クラウン形成(前装冠含む)
 - ② ブリッジ形成
 - ③ 部分床義歯作製
 - ④ 総義歯作製
- } 冠橋義歯 1症例以上
- } 有床義歯 1症例以上

F) 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

全身疾患による歯の欠損などで口腔機能の発達不全が起きている症例、もしくは加齢による歯の欠損や筋力低下などによる口腔機能が低下した症例を1症例以上経験する。

<p>③ 基本的な応急処置を実践する。</p>	<p>BLS・ALSへ参加する。</p>	<p>各1症例 (レポート)</p>	<p>研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。</p>	<p>レポート作成した場合に1症例として数える。</p>	<p>レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として「可」以上のレポートを各1例提供することが必要。</p>
-------------------------	----------------------	------------------------	--	------------------------------	--

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	有病者の歯科治療中、生体監視モニターを装着し、異常の評価をする。	10 症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	治療を経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計 10 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。	「B. 資質・能力」の「4. 診療技能と患者ケア」の④にて評価を行う。				
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	「B. 資質・能力」の「2. 歯科医療の質と安全管理」の③にて評価を行う。				

C.基本的診療業務(1. 基本的診療能力等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(3) 患者管理	/				
【一般目標】					
患者の状態を常に把握し、適切な医療を提供する。					
【行動目標】					
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	グループ討議や文献検索等を通し、全身疾患のリスクや服用薬剤の副作用を習得する。	2 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、レポートの作成及び発表準備の際にサポート等を行う。	症例発表及びレポート作成した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	患者の治療に当たり、必要に応じて主治医等と診療情報を共有する。	2 症例	研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	診療録への記載をもって 1 症例と数える。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを経験する。	2 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポ	症例発表した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計 2 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医

			一ト等を行う。		より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
④ 歯科治療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	併発症や偶発症への対応を経験する。	2 症例	研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	併発症や偶発症を体験した症例を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計2例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院患者の術前・術後管理及び療養管理を経験する。	2 症例	研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	入院患者の術前・術後管理を体験した症例を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計2例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

C.基本的診療業務(1. 基本的診療能力等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供					
【一般目標】					
歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身につける。					
【行動目標】					
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	各ライフステージに応じた予防管理、口腔機能管理を行う。	5 症例	研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	各ライフステージに応じた予防管理、口腔管理を体験した症例を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計5例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	「B. 資質・能力」の「4. 診療技能と患者ケア」の③にて評価を行う。				

③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。	訪問歯科診療を行う協力型研修施設において研修を行う。	1 症例	研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療あるいは介助を行う。	訪問診療を体験した症例についてレポート作成した場合に1症例として数える。	レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として「可」以上のレポートを1例提供することが必要。
---------------------------	----------------------------	------	-------------------------------------	--------------------------------------	--

C.基本的診療業務(2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 歯科専門職間の連携					
【一般目標】					
各専門職の役割を理解した上で、適切な連携を図る。					
【行動目標】					
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	「B. 資質・能力」の「6. チーム医療の実践」の①にて評価を行う。				
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	「B. 資質・能力」の「6. チーム医療の実践」の②にて評価を行う。				
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	病棟研修に参加する。	2 症例	指導歯科医・上級歯科医のもとに参加する。	病棟において治療に参加した場合に1症例をとする。	目標達成の基準として、合計2例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

C.基本的診療業務(2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(2) 多職種連携、地域医療					
【一般目標】					
院内及び院外における他の職種の役割を理解した上で、連携を図る。					
【行動目標】					

① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	地域包括ケアシステムに係る説明を受ける。	1 症例	保健所、診療所の指導者監督のもと研修を受ける。	それぞれの研修を修了した場合を1 症例とする。	目標達成の基準として、各項目1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。		1 症例			
③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	がん患者等の周術期における口腔管理について、多職種からなるチーム医療に参加する。	10 症例	指導歯科医・上級歯科医のもとに参加する。	治療に参加した場合に1 症例とする。	目標達成の基準として、合計10 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
④ 歯科専門職が関与する多職種チームについて(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	NST や緩和ケアチームのミーティングやラウンドに参加し、患者治療に必要な情報を関係者と共有し、連携をする。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医のもとに参加する。	治療に参加した場合に1 症例とする。	目標達成の基準として、合計5 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける(場合によってはレポートによる評価となる)。
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	入退院時における多職種支援に参加する。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医のもとに参加する。	病棟において治療に参加した場合に1 症例とする。	目標達成の基準として、合計1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける(場合によってはレポートによる評価となる)。

C.基本的診療業務(2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(3) 地域保健					
【一般目標】					
地域の保健・福祉関係機関の活動と役割を理解する。					
【行動目標】					

① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	地域の保健・福祉の役割について説明を受ける。	1 症例	保健所、診療所の指導者監督のもと研修を受ける。	それぞれの研修を修了した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、合計 1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	保健所等の活動について説明を受ける。	1 症例	保健所、診療所の指導者監督のもと研修を受ける。	それぞれの研修を修了した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、合計 1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。

C.基本的診療業務(2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等)

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解	/				
【一般目標】					
各種法律・制度を理解し、適切な診療に努める。					
【行動目標】					
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	医療法や歯科医師法等の制度の目的等について説明を受ける。	1 症例	研修会への参加、上級歯科医または指導歯科医により当該項目における目的等について説明を受ける。	研修会への参加または指導歯科医等による説明を受けた場合に 1 症例として数える。	目標達成の基準として、合計 1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	他施設からの紹介状を持参した患者に保険診療を実践する。	1 症例	歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。	治療を経験した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として合計 1 症例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より口頭試問を受け、合格判定を受ける。
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	介護保険制度の目的と仕組みについて説明を	1 症例	研修会への参加、上級歯科医または指導歯	研修会への参加または指導歯科医等による	目標達成の基準として、合計 1 例以上の経験が必要。目標症例数達成後に指導歯科医より

	受ける。		科医により当該項目における目的等について説明を受ける。	説明を受けた場合に1症例として数える。	口頭試問を受け、合格判定を受ける。
--	------	--	-----------------------------	---------------------	-------------------

症例数

- | | | |
|--------------------|----|--------|
| 1. 到達目標達成に必要な症例数 | 合計 | 197 症例 |
| 2. 経験することを目標とする症例数 | 合計 | 197 症例 |

《具体的な研修カリキュラム》

1 期間割と研修歯科医配置

1) 期間割

1年次：一般歯科、口腔外科の基礎的研修

2年次：一般歯科診療に加え、全身管理の研修を主とした口腔外科、麻酔科研修

2) 配置

歯科口腔外科外来、病棟、中央手術室で研修を行う

2 研修内容と到達目標

1) 診断学

① POS (Problem Oriented System) に基づいた病歴のとりかた (患者の訴えから正確な情報を掴み詳細に記録する) 【B3①・B4④・C1 (1) ①～②】

② 診断に必要な検査項目の選択 【B4①・C1 (1) ③】

③ 主訴に対する正確な診断と全身状態の把握 【B3③・C1 (1) ④】

④ 検査データの読み方・考え方 【B4①・B9①～③】

2) 歯科補綴学 【C1 (2) ②E】

① 補綴部位の解剖学的、生理学的状況の診断

② 義歯作成 (各段階) の習得

③ 歯冠補綴・ブリッジ作成の習得

3) 歯科保存学 【C1 (2) ②A】

① 充填処置の習得

② 歯内療法処置の熟練

4) 歯周病学 【C1 (2) ②C】

① 歯周組織の検査と歯周病の診断

② 歯周病の治療計画の作成

③ 歯周病治療の習得

5) 小児歯科学 【B4②～③・B5②～③・C1 (4) ①】

① 小児に対する歯科治療の習熟

6) 予防歯科学【B7③・C1(2)①・C1(4)①】

- ① 刷掃指導の習熟
- ② フッ素塗布、予防填塞の習得

7) 口腔外科学【C1(2)②D】

- ① 抜歯術、縫合術の習得
- ② 口腔内消炎手術の習得
- ③ 口腔外科疾患の見学と治療体系の習得
- ④ 全身および顎顔面領域の視診、触診、聴診、打診をする

8) 歯科インプラント学【C1(2)②F】

- ① インプラント治療の見学研修

9) 歯科薬物学【A2・B3①～②・C1(3)①】

- ① 症状、病態にあわせた投薬の習熟

10) 歯科麻酔学【B3②・B4③・C1(2)④・C1(3)②、③、⑤】

- ① 局所麻酔の習熟
- ② 全身麻酔、静脈内鎮静法の見学、研修

11) 有病者歯科治療の研修【C1(3)①】

12) 救急医療の研修【C1(2)③】

13) その他

- ① 診療録、診療情報提供用紙、診断書等の作成【B4④】
- ② 診療態度の確率（歯科医師としての診療姿勢、患者への配慮、インフォームド・コンセントの確立）【A2・A3・A4・B1①～③・B5①～③・C1(1)①～⑥】

3 研修内容と到達目標（2年次）

1) 各種検査の指示およびデータの分析【B4①・C1(1)③】

- ① X線検査（CT、MRI、PET-CT）
- ② 血液検査
- ③ 細菌検査
- ④ 病理組織学的検査
- ⑤ 生理学的検査

2) 習熟すべき治療項目

- ① 伝達麻酔法【C1(2)②B、D】
- ② 有病者歯科治療における対応（バイタルサインの観察と評価、検査所見の評価、服用薬剤の評価と対処、リスクの説明、主治医との連携）
【B3②～④・C1(1)①～⑥・C1(3)①～⑤】
- ③ 歯周病の系統的治療【C1(2)②C】
- ④ 口腔内小手術【C1(2)②D】
- ⑤ 口腔内消炎手術【C1(2)②D】
- ⑥ 困難な埋伏歯抜歯【C1(2)②D】

- ⑦ 顎関節症の系統的治療【C1 (2) ②D、F】
- ⑧ 口腔内外科手術の前準備、執刀、術後管理【C1 (2) ②D・C1 (3) ③～⑤】
- ⑨ ショックの救急処置（一次救命処置の実践）【C1 (2) ③】

3) その他

- ① 全身状態の把握と関連科との連携【C1 (2) ④・C1 (3) ②～⑤】
- ② 他の医療従事者との連携【B6①～④・C2 (1) ③・C2 (2) ③～⑤】
- ③ リスクマネジメントの実践【B2③～⑤】
- ④ 麻酔科研修（3か月）【C1 (3) ①、②、③、⑤】

4 評価と記録

1) 研修評価（自己評価、指導歯科医評価、パラメディカル評価等）

【修了判定基準】

口頭試問による「合格」判定、レポート等の評価で「可」以上の評価を得ること。

2) 歯科臨床研修報告書（学会参加発表の記録、研修歯科医症例報告会の発表記録、研修会の参加記録、投稿論文等を記載）

【修了判定基準】

口頭試問による「合格」判定、レポート等の評価で「可」以上の評価を得ること。

3) 手術記録（自ら行った手術の一覧表）

【修了判定基準】

口頭試問による「合格」判定、レポート等の評価で「可」以上の評価を得ること。